



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 ダイハツディーゼル株式会社
代表者名 代表取締役社長 原田 猛
(コード番号 6023 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 合田 修
(TEL. 06-6454-2331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになったため、当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 <u>(取締役との責任限定契約)</u> 第 25 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>

<p>第 25 条～第 31 条（条文省略）</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>（<u>社外監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 33 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p>第 26 条～第 32 条（現行どおり）</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>（<u>監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 34 条～第 37 条（現行どおり）</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上